

児童福祉法等の一部を改正する法律案（概要）

都道府県及び市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用、市町村における介護保険の事務の処理に必要な費用等を国庫負担の対象外とすることに係る所要の改正を行う。

（法案の概要）

児童福祉法の一部改正

- ・ 都道府県及び市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、国の負担を廃止すること
- ・ 市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、都道府県の負担を廃止すること
地方公共団体以外が設置する保育所における保育の実施に要する費用については、従前どおり、国及び都道府県が負担

介護保険法の一部改正

- ・ 市町村における要介護認定に係る事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止すること

国民健康保険法の一部改正

- ・ 市町村における介護納付金（介護保険の2号被保険者の保険料）の納付に関する事務の執行に要する費用について、国の負担を廃止すること

児童扶養手当法の一部改正

- ・ 都道府県及び市町村が支給する児童扶養手当に関する事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止すること

児童手当法の一部改正

- ・ 市町村が支給する児童手当に関する事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止すること

施行期日 平成16年4月1日

照会先： 雇用均等・児童家庭局 総務課 (内線 7825)
老健局 老人保健課 (内線 3949)
保険局 国民健康保険課 (内線 3258)